

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア. 地域の人口構造

本市の常住人口は、令和2年に64万人に達し、全中核市で1番の人口を誇っている。本市が市制施行した昭和12年当時、42,981人だった人口は、東京に近い立地と交通利便性の高さを背景に増加を続けている。

年齢構成を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は、今後徐々に減少していく一方、老年人口（65歳以上の人口）は年々増加し、高齢化が進行していることから、今後、総人口は減少傾向で推移すると見込まれている。

イ. 地域の産業構造

全産業売上高（2,626,474百万円）のうち、卸売業・小売業が1,295,737百万円で49.3%、製造業が744,053百万円で28.3%を占めている。このことから、卸売業・小売業、製造業が主要産業であると言える。次いで、不動産業・物品賃貸業、医療・福祉業、生活関連サービス業・娯楽業の順になっている。

また、事業所数については、全事業所数（15,548事業所）のうち、卸売業・小売業が3,497事業所で22.5%となっており、次いで宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉業、生活関連サービス業・娯楽業の順となっている。一方、製造業は680事業所で4.4%となっている。

本市の主要産業である製造業の製造品出荷額は69,626,789万円となっており、県内で占める割合が市原市、千葉市、袖ヶ浦市に次いで4番目に高く、首都圏の台所機能を担う「京葉食品コンビナート」の大手食品・飲料メーカーや、「船橋機械金属工業協同組合」の高い技術・開発力を誇る中小製造業、「船橋ハイテクパーク」の先端産業等、多様性に富んだ構造となっている。

また、製造業の製造品出荷額を見ると、食料品製造業が266,471,663万円と突出しており、次いで鉄鋼業、飲料・たばこ・飼料製造業、金属製品製造業の順となっている。【経済センサス活動調査（令和3年度）】

ウ. 中小企業者の実態

令和3年3月に市内非製造業者へ行政に望む支援についてのアンケート調査を行ったところ、中小企業の28.3%と小規模企業の28.4%が「設備投資への支援」を望んでいた。

図表 234 行政に望む支援策（業種・企業規模別）

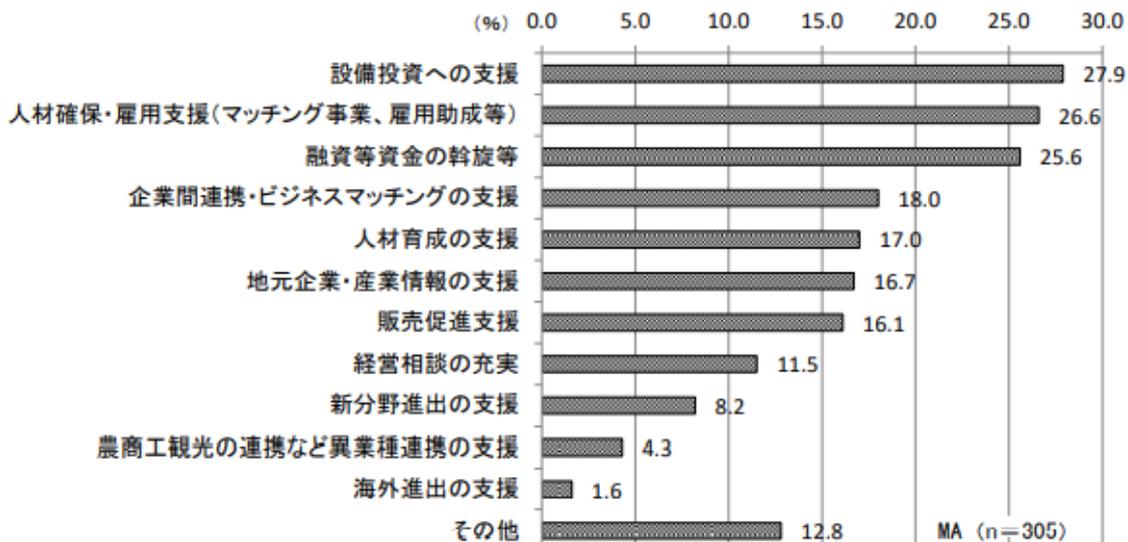
(単位:件、%)

| | | 回答数 | ビジネス企業間連携・マッチングの支援 | 地元企業・産業情報の支援 | 農工商観光の連携など異業種連携の支援 | 新分野進出の支援 | 海外進出の支援 | 融資等資金の斡旋等 | 設備投資への支援 | 経営相談の充実 | 人材育成の支援 | (マッチング事業、雇用助成等) 人材確保・雇用支援 | 販売促進支援 | その他 |
|------|---------------|-----|--------------------|--------------|--------------------|----------|---------|-----------|----------|---------|---------|------------------------------|--------|------|
| 全体 | | 305 | 18.0 | 16.7 | 4.3 | 8.2 | 1.6 | 25.6 | 27.9 | 11.5 | 17.0 | 26.6 | 16.1 | 12.8 |
| 業種 | 建設業 | 68 | 22.1 | 11.8 | 2.9 | 7.4 | 1.5 | 25.0 | 26.5 | 11.8 | 30.9 | 35.3 | 11.8 | 4.4 |
| | 卸売業 | 23 | 26.1 | 13.0 | 8.7 | 21.7 | 8.7 | 34.8 | 30.4 | 17.4 | 4.3 | 34.8 | 39.1 | 8.7 |
| | 小売業 | 55 | 14.5 | 20.0 | 5.5 | 7.3 | 0.0 | 29.1 | 20.0 | 9.1 | 12.7 | 18.2 | 20.0 | 14.5 |
| | 飲食業 | 27 | 11.1 | 25.9 | 14.8 | 7.4 | 0.0 | 25.9 | 33.3 | 18.5 | 7.4 | 22.2 | 29.6 | 18.5 |
| | 運輸業 | 13 | 15.4 | 7.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 23.1 | 38.5 | 7.7 | 15.4 | 61.5 | 7.7 | 7.7 |
| | 情報通信業 | 8 | 12.5 | 25.0 | 12.5 | 12.5 | 0.0 | 12.5 | 12.5 | 0.0 | 25.0 | 0.0 | 12.5 | 12.5 |
| | その他サービス業 | 65 | 16.9 | 20.0 | 0.0 | 7.7 | 0.0 | 16.9 | 23.1 | 7.7 | 12.3 | 23.1 | 9.2 | 20.0 |
| | その他 | 36 | 13.9 | 11.1 | 0.0 | 5.6 | 0.0 | 30.6 | 41.7 | 13.9 | 16.7 | 19.4 | 8.3 | 13.9 |
| | 不明 | 10 | 40.0 | 20.0 | 10.0 | 10.0 | 20.0 | 40.0 | 40.0 | 20.0 | 30.0 | 30.0 | 20.0 | 10.0 |
| 企業規模 | 大企業 | 4 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 25.0 | 0.0 | 75.0 | 50.0 | 25.0 | 0.0 |
| | 中小企業(小規模企業除く) | 113 | 23.9 | 21.2 | 2.7 | 10.6 | 1.8 | 29.2 | 28.3 | 7.1 | 24.8 | 41.6 | 14.2 | 8.0 |
| | 小規模企業 | 169 | 13.0 | 13.0 | 5.3 | 6.5 | 1.8 | 25.4 | 28.4 | 13.6 | 10.1 | 17.2 | 18.3 | 15.4 |
| | 不明 | 19 | 10.5 | 26.3 | 5.3 | 10.5 | 0.0 | 10.5 | 21.1 | 21.1 | 21.1 | 15.8 | 5.3 | 21.1 |

(出典) 船橋市商工業戦略プラン後期戦略基礎調査

また、同年に実施した市内製造業者への行政に望む支援についてのアンケート調査においては、「設備投資への支援」が27.9%と最も多くの割合を占めていた。

図表 233 行政に望む支援策



(出典) 船橋市商工業戦略プラン後期戦略基礎調査

以上のことから、市内中小企業者の設備投資を後押しする支援が必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の経済活性化を図ることを目標とする。

これを実現するために、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業構造を鑑み、先端設備等の種類については中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項により規定される先端設備等のすべてを対象とすることで、広く市内中小企業者の設備投資を支援する。ただし、労働生産性向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備に限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

生産性向上のための新たな設備投資を後押しするため、対象区域を限定せず、船橋市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の多様に富んだ産業構造に鑑み、対象とする業種及び事業を限定せず、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、市内に本社又は事業所等を有する者とする。

ただし、次のいずれかに掲げる事業の場合は、対象とされない。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づき、営業の許可又は届出を要する事業
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる事業

- ・その他市長が不相当と認める事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・周辺環境の保全その他地域との共生を図るために必要な事項について配慮すること。
- ・市税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。ただし、市長が必要があると認める場合はこの限りではない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。